

	隣接者及び地元区長の同意書・意見書の提出			
NO	これまで町のガイドラインでは、隣接者及び地元区長へ説明の上、同意書等の提出を事業者をお願いしてきています。県条例では説明会を開催することで同意書の提出は求めていません。 懸念されることなどご意見等をお願いします。	委員スタンス（事務局記載）	(法)：法令等の課題など (県)：県条例案の考え方など (他)：その他・課題など	委員会メモ
1	ガイドラインによる区長の同意書について、区長は同意書を作成する際には、施設設置地元常会、隣接地権者等の意見を参考に作成します。それらの意見を区長が調整したり、判断したりすることは困難です。したがって、設置常会、隣接地権者等の意見がそのまま区長の意見となる。このことから <u>区長の同意書の意味あいがいまいであり提出は求めず、設置者は説明会を通じて、関係者の理解を得るよう努めることが大前提で、区長は説明会等の設定に奔走することは任務として行う。必要なら要項を作成し区長の役割を盛り込む。</u>			
2	県条例でいう <u>説明会において、事業者に対して隣接者及び該当区長等から出た意見や疑問に明確な回答が示されれば、同意書は必要ない。</u>		(県) 第12条 関係市町村長、関係住民又は事業基本計画書について意見を有する者は、事業基本計画説明会の終了後、30日以内に事業基本計画書についての意見書を申請者に送付することができる。 第13条 申請者は、事業基本計画説明会において述べられた意見及び前条の規定により送付された意見書に係る意見に対し、 <u>誠実に回答しなければならない。</u>	
3	同意書が、説明会で地元区長さん、地域住民が出席し説明を受けたという証明ならば必要ないのではと考えます。区長さんの負担軽減になるのでは。 個人の考えに温度差があるため、そもそも反対である、生活環境に不安があるなどの <u>個人の意見等は、説明会当日や改めて意見書の提出を求めるなどの対応が良いのでは</u> と考えます。		(県) 第13条 誠実に回答するものには、 <u>合理的理由があるものに対して</u> という前提がある。つまり感情的に反対ということに対しては、回答できない。	
4	<u>後々トラブルがあった際、責任を問われる等、責任が重いのではないか、</u>			
5	同意書の提出は、これまでどおり <u>必要不可欠</u> と思います。当時者の負担が大きいということであれば、 <u>公的な同意プロセスの仕組み</u> （テンプレート）をつくれればよいと思います。			
6	説明会においてどの範囲に説明が必要かなど地元区長や隣接者の意見を反映できる場所が必要であり同意のないまま進められ後に <u>トラブル</u> になる事を考えると同意を得る、 <u>意見書は経過を知る意味で必要</u> と考える。区長としては区に押し付けられているという感じを持たせないために役場の各セクションからの意見を参考にしたらどうか。		(県) (事業基本計画説明会の開催) 第10条 申請者は、事業基本計画書を提出した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、 <u>事業基本計画説明会を開催しなければならない。</u> 2 申請者は、事業基本計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ <u>相当な期間を置いて、関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。</u> <b>(県) 手続きの流れ：事業計画書提出→説明会の開催→許可申請または届出</b>	
7	隣接者及び地元区長の同意書・意見書の提出は必要と考える。説明会への出席は任意であり、用事があるため出られない、めんどくさいなどのため、 <u>出席しない場合があり、事業の内容を理解せずに済ましてしまう場合がある。</u> 同意書の提出を求められれば、事業内容を確認してから判断することになり、隣接者としての意見の反映につながる。		(県) (事業基本計画説明会に係る書面の作成) 第11条 申請者は、事業基本計画説明会を終了したときは、 <u>規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。</u> （規則は県の規則です。内容は不明）	
8	説明会を開くことが設置を同意したとイコールになるわけではないと思う。 <u>告知等もしっかりせずに一応説明会を開催したという事実だけで設置が進んでしまう可能性がある</u> と危険。もし県条例の方に寄せていくなら説明会にも必ずその地区に <u>住民票のある方が最低半数は出席する等</u> ある程度条件が必要な気がする。		(県) 第9条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業基本計画書」という。）を知事に提出しなければならない。 (1)関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 2 申請者は、事業基本計画書を知事に提出したときは、 <u>直ちにその写しを関係市町村長に送付しなければならない。</u>	
9	・ <u>説明会では一方的になりやすい、地元区長(地元代表)の同意は必要</u> と考える。		(県) 第12条 関係市町村長、関係住民又は事業基本計画書について意見を有する者は、事業基本計画説明会の終了後、30日以内に事業基本計画書についての意見書を申請者に送付することができる。 第13条 申請者は、事業基本計画説明会において述べられた意見及び前条の規定により送付された意見書に係る意見に対し、 <u>誠実に回答しなければならない。</u>	
10	—			

NO	県の許可・届出案件に対して町が県へ提出する意見書 事業者から提出される説明会の資料をもって判断する（庁内の関係部署との調整は行います）ことへの懸念などご意見等をお願いします。	委員スタンス（事務局記載）	（法）：法令等の課題など （県）：県条例案の考え方など （他）：その他・課題など	委員会メモ
1	特に問題はない。	懸念なし		
2	（事業者から提出される説明会の資料をもって判断することへの懸念） 「事業者から提出される説明会の資料」をもって「箕輪町が長野県へ意見書を提出する」ことになれば、懸念することはある。説明会では、問題となる項目を包み隠し、建前で話をすることは可能であるからである。 <u>内容を詳細に記載された申請書・届出書を見ないと事業の本当の姿は見えてこない場合があるからである。</u>	懸念あり	（県）（事業基本計画書の提出等） 第9条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「 <u>事業基本計画書</u> 」という。）を知事に提出しなければならない。 (1)氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2)太陽光発電施設の設置の場所(3)事業区域の位置及び面積(4)太陽光発電施設の合計出力 (5)太陽光発電事業の内容及び実施予定期間(6)太陽光発電施設の設置に関する計画 (7)太陽光発電施設の構造に関する事項(8)景観の保全のための措置の検討に関する事項 (9)環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）(10)第19条第1項に規定する維持管理計画に関する事項 <u>(11)関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠(12)第6条の許可の申請に係る太陽光発電事業の計画に関する説明会（以下「<u>事業基本計画説明会</u>」という。）の開催の日時及び場所</u> (13)その他太陽光発電事業の実施に関し必要な事項 2 申請者は、事業基本計画書を知事に提出したときは、 <u>直ちにその写しを関係市町村長に送付</u> しなければならない。 3 知事は、 <u>事業基本計画書の提出があったときは</u> 、規則で定めるところにより、速やかに、 <u>その内容を公表するものとする。</u>	
3	事業所の資料だけでは事業所の都合いいように進んでしまうのではないか??地元、そこに住んでいる方の意見がちゃんと届くのが心配。	懸念あり	（県）第12条 <u>関係市町村長、関係住民又は事業基本計画書について意見を有する者は、事業基本計画説明会の終了後、30日以内に事業基本計画書についての意見書を申請者に送付することができる。</u> 第13条 申請者は、事業基本計画説明会において述べられた意見及び前条の規定により送付された意見書に係る意見に対し、誠実に回答しなければならない。	
4	・地元を知っている町(区)が同意しなければ進められない事項。意見書ではなく同意書が必要と考える。	懸念あり		
5	事業者主体よりも行政指導型にするうえで、説明会の内容の可否判断基準を示すべきではないか			
6	ひとつひとつの資料の審談に時間がとられ、他の業務がなおざりにならないか、また資料の判断が手抜きにならないか			
7	判断基準を統一できるか、			
8	事業者の町への説明のプロセスはあってもよいと思います。			
9	庁内の関係部署を調整する部署が必要			
10	事業者からの説明はやりすぎはないと思います。			

住宅や工場の屋根への太陽光設備の設置				
NO	<p>これまで町のガイドラインでは、10kw以上のいわゆる屋根乗せ型の太陽光設備についても届出をしてもらっています。（設置者の負担感があり苦情が増加）</p> <p>県条例では屋根乗せ型（ソーラーカーポート含む）は届出の対象外となります。</p> <p>これまで反射光などのトラブルはなく、県条例に沿うことへ懸念されることなどご意見等をお願いします。</p>	委員スタンス（事務局記載）	<p>（法）：法令等の課題など</p> <p>（県）：県条例案の考え方など</p> <p>（他）：その他・課題など</p>	委員会メモ
1	屋根乗せ型が建築基準法等に抵触しなければ、県条例に沿うことでよい	屋根乗せは対象外で問題ない		
2	<p>県条例に沿って良い。</p> <p>町の固定資産税の課税対象物件の把握をどうするかが問題。</p>	屋根乗せは対象外で問題ない		
3	<p>これからの時代、ゼロカーボンにむけて、屋根載せ型の太陽光設備が標準装備される日が近いかもしれません。</p> <p>私自身、10KW以上の大きな設備が設置されている屋根を見ても、大きいパネルが屋根にあるなという認識だけです。</p> <p>「ガイドラインに申請届出の必要があることを今回初めて知りました。</p>	屋根乗せは対象外で問題ない		
4	普及のためには県条例にあわせるべき	屋根乗せは対象外で問題ない		
5	<p>屋根業型に関しては、届出不要（対象外）</p> <p>という県条例に沿っても問題ないと思います。</p>	屋根乗せは対象外で問題ない		
6	住宅や工場の屋根への太陽光設備の設置が始まった当初は、どんな問題が発生するかわからず、さまざまな懸念があったことであろう。しかし、この取り組みが当たり前のこととなってきた現在、屋根乗せ型の届出は対象外で良いと考える。	屋根乗せは対象外で問題ない		
7	・設置業者等の負担軽減と屋根乗せを推進する上で不要と考える。	屋根乗せは対象外で問題ない		
8	反射が眩しい等の近隣トラブルが起こる場合が懸念される。でも、例えば都会程家が密集しているわけではないから近隣の住宅とある程度距離が取れる場合は不要とかでもいい気がする。	条件付き対象外	(他) これまで屋根設置の太陽光において、町で苦情等を受けたことはありません。（工場の屋根設置など大規模な屋根設置含めて）	
9	県条例、近隣市町村と同様でいいと思うが固定資産等の算定やゼロカーボン算定に必要なならば簡単な届け出のみで可。	条件付き対象外	(他) 屋根一体型の太陽光パネルの設置の場合は固定資産税の評価対象となっていますが、架台を設置して乗せる方式の場合は評価の対象外となっています。新築の場合に限られますが、税務課にも協力してもらい件数把握できればと思います。工場の屋根設置のような10Kw以上の設置においては、建設課への景観条例の届出が必要となっています。	
10	<p>現在屋根乗せの事より、処分の問題が起きていと聞きます</p> <p>届け出を行ってれば、どの家がいつ乗せたか分かり、今後処分の際、必要になるのではないかと懸念される</p> <p>（1パネル処分6,000円+工事代）（JAサンジュニアはシェアリングに取り組んではいません。）</p>	届出必要	<p>(他) 太陽光パネルの寿命は25～30年といわれており、2035～37年頃に廃棄のピークを迎えると言われています。</p> <p>環境省は2021年度にリサイクル義務化の検討に入り、2024年度の国会へ法案提出方向で動いている模様です。</p> <p>2012年のFIT制度開始により、急増する屋根設置型太陽光パネルの反射光などの影響が不明だったこともあり、町では届出を求めたものではないかと考えています。</p>	

NO	伊那市・辰野町では条例を制定 伊那市・辰野町ともに様々なトラブルが生じたこともあり、独自に条例を設けています。 箕輪町が条例を制定しないことによる懸念などご意見等をお願いします。	委員スタンス (事務局記載)	(法)：法令等の課題など (県)：県条例案の考え方など (他)：その他・課題など	委員会メモ
1	協定書を結ぶケースが考えられるので、要項で規定があれば有効か	条例化不要	(県) 県の規則、マニュアルが公表されておらず協定のことが盛り込まれるのかは不明ですが、要項等に定めずとも県条例案第12条・第13条において、協定締結の必要性を合理性をもって求めることは、区や常会でも可能であると考えます。	
2	辰野町の条例案を見る限り、県条例案より厳しい内容だと問題が生じる。 第1回目の委員会で条例制定をした方が良くと考えていたが、現ガイドラインに沿っていけば、町独自の条例制定は必要ない。	条例化不要		
3	町が制定しないことで、町民が不利益を被るとは思いません。 但し、今後ゼロカーボンを推進していく中、私たちの生活の安全が脅かされるならば、町は早急により良い条例を制定すべきだと思います。	条例化不要 (条件あり)	(県) 第6条特定区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域）への設置は許可制となっており、第25条で特定区域以外における土砂災害等の発生防止のための措置命令が設けられています。 また第34条に規定する長野県太陽光発電事業技術委員会を設置し、第6条の案件については意見を聞かなければならず、第25条案件では意見を聞くことができるよう規定されています。	
4	ガイドラインが無効となってしまうことによる弊害はないか、	懸念	(他) 今回県が条例化することで、今後の対方法は以下が考えられると思われます。 ①県条例によって取り扱う ②町独自の条例をつくる若しくは県条例を補完する条例をつくる ③県条例を補完する町の規則をつくる ④県条例を補完する要綱等をつくる ※県条例の運用にかかる町職員の規程は場合によっては必要と考えます。	
5	箕輪町でもトラブルに近い事例に数多くを起こっています。上伊那広域で制度を揃えるべきだと思います。	条例化必要	(他) それぞれの自治体で状況が異なることから、上伊那広域連合での統一対応はすぐにはできないものと考えます。	
6	大規模な山林伐採を伴ったり急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域などへの設置の規制は必要ではないかと思います。また、移住者が周りが太陽光で囲まれてしまったなど環境面での配慮が必要ではないかと思います。	条例化必要	(県) (特定区域) 第6条次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1)森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林 (2)地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域 (3)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域 (4)土砂災害特別警戒区域 (5)砂防指定地 (景観保全措置の検討) 第7条前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該許可の申請に係る太陽光発電施設の設置が景観に及ぼす影響について調査を行い、その太陽光発電施設の設置に係る景観の保全のための措置を検討しなければならない。	
7	県の条例だけでは事業者には有利な方向に進みそうな気がする。なにかトラブルが起きた場合の責任の所在。	条例化必要		
8	・ガイドライン消滅により50kw以下であれば基準が無くなる。ガイドラインでは効力が薄い為条例制定が妥当と考える。	条例化必要	(県) 第2条この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。	

	伊那市・辰野町では条例を制定			
NO	伊那市・辰野町ともに様々なトラブルが生じたこともあり、独自に条例を設けています。箕輪町が条例を制定しないことによる懸念などご意見等をお願いします。	委員スタンス（事務局記載）	（法）：法令等の課題など （県）：県条例案の考え方など （他）：その他・課題など	委員会メモ
9	<p>県の条例(案)をみてみると（資料の5P「条例の構成案」で確認）</p> <p>○特定区域で設置 → 知事への許可申請</p> <p>○特定区域外での設置 → 知事に届け出</p> <p>○実効性確保 → すべて知事の権限</p> <p>つまり、県の条例(案)では、県が主導権を握り、市町村にはあまり権限が与えられていないように読める。しかし、地域住民にとって、関わり合いの深いのは県ではなく市町村である。実効性の確保、つまり維持管理に問題が起きた時、地域住民は県に対応を求めるのではなく、市町村に対応を求める場合がほとんどである。</p> <p>現実とのギャップを埋めるため、県の条例(案)の訂正をする、あるいは箕輪町でも条例を制定し、可能なものは箕輪町主体で取り組むことができるようにする、ことが必要と考える。少なくとも、特定区域、特定区域外にかかわらず申請書や届出書は箕輪町経由で知事に提出、「実効性の確保」についての権限は箕輪町が行う必要があるのではないか。</p> <p>なお、県の条例(案)の「8 市町村条例との関係」で、「市町村条例によりこの条例の目的が達成されるときは、県条例の規定の全部または一部を適用しないことができる。」と記載されている。何ともあいまいな条文である。県はすでに制定されている市町村の条例と県条例との関係についてどのように整合性を求めるのであろうか？</p>	条例化必要	<p>（県）前回資料4 2ページ</p> <p>特定区域以外では、50Kw以上が県への届出、10kw以上50Kw未満は市町村への届出となります。（事務委任を受け入れる場合）</p> <p>（県）第12条、第13条 意見書の送付 回答（略）</p> <p>第15条 市町村長は知事への意見を述べるができる。</p> <p>（勧告）</p> <p>第31条知事は、第6条の許可又は変更の許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。</p> <p>2知事は、第6条の許可に係る太陽光発電施設が規定により付した条件に適合していないと認めるときは、第6条の許可を受けた者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。</p> <p>3知事は、事業者が維持管理計画に従い維持管理を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、土砂災害等の発生の防止及び周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>4知事は、第29条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該事業者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。</p> <p>（措置命令）</p> <p>第32条知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
10	-			

地上設置型太陽光の導入				
NO	県はゼロカーボン達成に向けて、地域と調和した地上設置型太陽光設備の導入は必要不可欠としています。この点についてご意見等をお願いします。	委員スタンス（事務局記載）	(法)：法令等の課題など (県)：県条例案の考え方など (他)：その他・課題など	委員会メモ
1	必要不可欠と考えます。	地上設置型は必要		
2	現在の状況や将来を考えたとき、妥当だと考える。	地上設置型は必要		
3	・荒廃農地、遊休農地、工場跡地等有効活用すべきと考える。 ・農地縮小問題は農業委員お任せではなく別途に委員会を設けるべきと考える。	地上設置型は必要		
4	次にあげた点が守られれば、導入に賛成です。 ・県の条例に遵守し、安全であること ・責任の所在がはっきり明確であること ・住民に不利益を与えないこと	条件付きで必要		
5	「1 総論」に記載したとおり。今年の夏の異常気象を経験したこともあり、地球温暖化の防止を早急に進めなければならないと考える。そのためには地上設置型太陽光の導入は必要不可欠。ただ、実施する業者のモラルの問題もあり、条例を制定するなどして地域と調和したものとする必要がある。	条件付きで必要		
6	「必要不可欠」＝「MUST」ではないと思います。 長野県の地域の特性に照らして、特に「地域と調和」ができるなら推進もやむを得ませんが、恐らく「調和」は不十分・不完全だと思います。	必要不可欠ではない		
7	森林（居住エリア付近の森林としてあいまい部分及び奥地）について管理が徹底できるか、5年ごとの確認では不十分ではないか、			
8	地域と調和した地上設置型太陽光設備の導入モデルについて具体的に示すべき		促進区域制度について、前回資料に基づき説明いたします。	
9	旅行に行ったときどんなに景色が素敵なのに車でも走っていてメガソーラーがあるとガッカリした気持ちになります。木を切って太陽光を設置することが本当にエコなのかな？って思ってしまう。			
10	認定者でないと許可が出ないということは国が進めている地域計画に影響はでないのか？ 今まで時間をかけて人農地プランをし、地域計画を2025年に示さなければいけないが			

NO	委員からのご意見等	(法)：法令等の課題など (県)：県条例案の考え方など (他)：その他・課題など	委員会メモ
1	(太陽光設備の専門知識の職員) 県の電気・機械の技師を出向させることはできないのでしょうか。		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町独自の施策だけでなく隣接市町村または県振興局とタイアップしてほしい。</li> <li>・太陽光だけに限定せず他の手段、特にバイオマス・水力にも注力してほしい。自然災害を未然に防止するうえでも有効と考える。</li> </ul>		
3	先日の会議で箕輪町の家への太陽光パネル設置や蓄電池の導入補助額が県内の他地域と比べても高いと言っていたので、その政策をもっとアピールして「新築住宅太陽光100%設置の町」みたいな感じである程度個人が自家発電で賄う形にしたらメガソーラーは必要ないんじゃないかなと思う。そして太陽光の補助を利用して住宅を建てて箕輪町に住んでくれる若者や家族、移住者が増えたらエコ+人口増加にもつながるんじゃないかと思いました。		
4	事業者さんは大手企業の子会社にして、なにかトラブルがあったら計画倒産して逃げる…なんて話を聞いたことがあります。例えば20年後にソーラーパネルが故障した時、トラブルが起きた時保証はだれがするのでしょうか？	(法) 再エネ特措法により、廃棄費用の積立制度に強制加入されていて、倒産時でも使用することは可能となっています。(FIT制度によるもののみ対象)	
5	<p>太陽光発電が長野県において地球温暖化対策の切り札であることは間違いない。太陽光発電を積極的に設置することに異存はない。しかし、現状の太陽光発電は設置時のトラブルばかりでなく、管理上のトラブルも多い。</p> <p>私の家の周辺に9か所の太陽光発電があり、現時点（R5.9.4）での管理状況を確認してみた。この結果、①しっかりと管理されていたもの4か所、②太陽光発電の区域内は管理されているが、区域境に設置された柵の周辺の草刈りが不十分なもの3か所、③管理が不十分で、太陽光発電全体が草におおわれていて太陽光のパネルだけかろうじて見えるもの2か所であった。つまり、設置された約半数の太陽光発電の管理上の問題があると言えた。</p> <p>太陽光発電の管理が不十分であると、景観上の問題ばかりでなく、自動車や自転車などの運転の視界を遮るなどの支障が出るし、隣接する畑にも影響がでる。隣接する畑の所有者がやむを得ず柵周辺の草刈りを行っているところもみられる。また、太陽光発電の区域でブタクサなどが繁茂すれば、アレルギーなど地域住民への健康被害も心配される。</p> <p>このように、太陽光発電はしっかりと管理されているとは言い難い状況で、トラブルも多いと言える。このような状況を考えると、太陽光発電設置については、設置から管理まできめ細かい指導が望まれる。</p> <p>長野県の条例（案）では、特定区域での太陽光発電の新設事業は知事への許可申請、特定区域外では知事への届け出制になっている。しかし、太陽光発電事業については県へ直接申請する、あるいは届け出するのでなく、町を経由することで町も事業の内容を把握することが望ましいと考える。町は県より地域とのつながりが強く、きめ細やかな対応ができるからである。ことに、ゼロカーボン推進室を立ち上げた箕輪町としては、設置から維持管理まで積極的にかかわることを期待する。</p>	(県) 第19条（維持管理） 第20条（撤去の届出） 第29条（指導及び助言） 第30条（報告徴収及び立ち入り検査等） 第31条（勧告） 第32条（措置命令） 第33条（違反事実の公表） 第39条（罰則） 第6章（経過措置）11から16 既存施設の維持管理計画の策定	

NO	委員からのご意見等	(法)：法令等の課題など (県)：県条例案の考え方など (他)：その他・課題など	委員会メモ
6	(県条例に対して) 町で条例を制定した場合、しなかった場合、それぞれ町の意向に反するケースが生じた際はどのように対処するか、		
7	(ガイドラインや景観条例など規制するものはあるがしっかりとした条例制定が必要) エネルギー問題から太陽光や小型水力発電など必要不可欠な物となってきているがそのために悪環境や災害を引き起こしたのでは元も子もない。長野県、箕輪町らしい条例制定。		
8	(近隣の事例に関して) 山林の伐採について所有者が不明、設置事業者が不明など山にはよくあることで境界などについてもトラブルが多い。平地林を含め伐採については注意していかなければいけない。 (町景観条例資料について) 箕輪町景観条例の中で太陽光発電についての記述がどうなっていたか今回の条例制定で見直しが必要になると思う。	(県) 規則が不明ですが、地域森林計画の対象民有林は特定区域で県の許可対象となります。 (他) 県の景観に関するチェックリストを用いて運用しています。	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理計画について、定期的(1年ごと)の結果報告並びにパトロールが必要と考える。</li> <li>・ほとんどが除草剤散布しているが隣接地への影響、元に戻した時の影響はどうか。</li> <li>・条例の中に罰則規定を入れてほしい</li> <li>・営利目的で他市町村の業者が設置している。それでは売電収入が町には降りない(地権者へ土地賃借料のみ)何らかの形で町に収入が入るようにしたらどうか。</li> <li>・町としてスマートグリッドを本格的に進める為、モデル地域を特定し積極的に立ち上げるべき</li> <li>・町内全区長を対象とした意見交換会を開催したらどうか。その中で毎年役員が変わってしまう為、5年任期位の役職を設定してほしい。</li> </ul>	(県) (維持管理) 第19条申請者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、知事に提出しなければならない。 2 維持管理計画は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。 (1)太陽光発電施設等は、土砂災害等の発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること。	



NO	委員からのご意見等	(法)：法令等の課題など (県)：県条例案の考え方など (他)：その他・課題など	委員会メモ
10	<p>(別紙)「資料7-2」第2回特別委員会に向けた委員意見・課題等提出票(その2)</p> <p>箕輪町農業委員会では、令和5年9月5日の役員会および全員協議会において、本件の県条例(素条)について資料4・6をもとに報告・説明を行い、委員から意見を聴き取りました。</p> <p>以下、標記に対する「回答：箕輪町農業委員会としての意見」として示します。</p> <p>回答：箕輪町農業委員会としての意見</p> <p>国策であるゼロカーボン社会の実現ために太陽光発電設備の設置を推進していくことが不可避であるならば、地上設置型の用地として、今後、農地が最大の受け皿になることは明白です。</p> <p>第1回特別委員会において、「農地への設置に関する詳細はまだ協談すべき論点が残っているが、すべての農地を設置できない場所に指定することはできない」と解釈できる説明もありました。</p> <p>県条例が素案(資料4)の内容に沿って施行されることで太陽光発電設備の農地への設置が増え、優良農地の歯抜け的な消滅、周辺での営農活動への悪影響、近隣住民とのもめごとが増えはしないか、農業委員会活動の経験から、憂慮・懸念するところがあります。また、条例化の間接的な影響で、素条には記載のない営農型太陽光発電設備の設置が促進されることにつながれば、町と農業委員会で進めている地域計画および目標地図の策定に伴う農地の集積・集約作業に支障をきたす可能性があります(過去、制度趣旨にそぐわない設置・運用事例が多い)。</p> <p>以上の理由から、箕輪町農業委員会は、県条例に準じて町条例を制定することに賛成します。ただし、いずれの条例(あるいは附則等)にも、農地への設置に関しては、以下の6項目の趣旨が明文化されて入り込むことを強く望みます(記載は重要順)。</p> <p>①営農型太陽光発電設備も地上設置型太陽光発電設備の1つに分類定義して、条例の対象にする。②「特定区域」に農地も含める(資料4 p.2)。③設置後、周辺農地での営農活動との相互干渉の対処について、文書化して計画書に含める。④地域計画あるいは目標地図で指定された農地への設置は、原則不可にする。⑤そもそも、県条例の上位法によって、建築物や工作物の設置あるいは開発行為等が禁止・制約されている土地(地目、地域、区域等)がある。⑥農地への設置は促進しないので、「促進が不適切な区域」に2種農地も含める</p>	<p>(県)①県条例で営農型は対象となります。</p> <p>(法)②農地については、既に農地法等があり、農業委員会での許可案件となっています。(県)県条例の特定区域は生命等に危険が及ぶ恐れがあることから許可制にしているものと考えられます。</p> <p>(法)法や制度に反しない個人所有の土地に規制をかけることは、憲法上等の財産権の侵害に当たる恐れがありますので慎重なご審議をお願いします。</p>	